

予習編

解答

2 律令体制

【2-1 律令の形成過程】

- ①唐 ②高向玄理 ③入鹿 ④孝徳 ⑤改新の詔 ⑥斉明 ⑦白村江 ⑧水城
⑨壬申 ⑩持統 ⑪八色 ⑫飛鳥浄御原 ⑬藤原

【2-2 律令政治】

- ①彈正台 ②6 ③国造 ④官位相当の制 ⑤蔭位の制 ⑥官職 ⑦屯倉
⑧部曲 ⑨庚午年籍 ⑩庚寅年籍 ⑪2 ⑫軍団 ⑬衛士 ⑭防人 ⑮3
⑯布（麻布） ⑰国司 ⑱出挙 ⑲義倉 ⑳仕丁 ㉑運脚

3 律令の変質

【3-1 古代政治史（律令国家から王朝国家へ）】

- ①三世一身 ②光明子 ③吉備真備 ④広嗣 ⑤恭仁 ⑥国分寺建立 ⑦行基
⑧鑑真 ⑨橘奈良麻呂 ⑩称徳 ⑪天智 ⑫藤原種継 ⑬勘解由使 ⑭健児
⑮坂上田村麻呂 ⑯胆沢 ⑰橘逸勢 ⑱応天門 ⑲良房 ⑳宇多 ㉑菅原道真
㉒安和 ㉓外祖父 ㉔後三条 ㉕延久 ㉖白河 ㉗院の近臣 ㉘北面
㉙棟梁

【3-2 古代の土地制度（土地公有制から荘園公領制へ）】

- ①逃亡 ②偽籍 ③三世一身 ④初期 ⑤公営田 ⑥延喜 ⑦成功 ⑧遙任
⑨臨時雑役 ⑩田堵 ⑪立券荘号 ⑫民部省 ⑬官省符荘 ⑭郷 ⑮下司^{げし}
⑯名主 ⑰公事

5 中世の政治過程

【5-1 鎌倉時代】

- ①保元 ②徳子 ③安德 ④太政大臣 ⑤鹿ヶ谷 ⑥以仁王 ⑦壇の浦
⑧侍所 ⑨寿永二年十月 ⑩守護 ⑪地頭 ⑫征夷大將軍 ⑬三善康信
⑭六波羅探題 ⑮知行国 ⑯本領安堵 ⑰京都 ⑱分割 ⑲単独 ⑳血縁
㉑地縁 ㉒大番催促 ㉓新補 ㉔下地中分 ㉕実朝 ㉖大田文
㉗藤原（九条）頼経 ㉘評定衆 ㉙先例 ㉚宝治 ㉛御内人 ㉜霜月
㉝異国警固 ㉞鎮西 ㉟永仁 ㊱持明院 ㊲大覚寺 ㊳両統迭立

【5-2 南北朝・室町時代】

- ①綸旨 ②大内裏 ③中先代 ④北 ⑤征夷大將軍 ⑥1392 ⑦関東管領
⑧御料所 ⑨段銭 ⑩酒屋 ⑪刈田狼藉 ⑫美濃 ⑬半済 ⑭守護 ⑮国人一揆
⑯下剋上 ⑰不入 ⑱花の御所 ⑲応永 ⑳足利義教 ㉑足利持氏 ㉒堀越

- ②③山名持豊 ②④畠山 ②⑤斯波 ②⑥足輕 ②⑦分国法 ②⑧寄子 ②⑨城下町 ③⑩指出
③①太閤 ③②一地一作人

6 中世の経済と社会

【6-1 農業・手工業】

- ①鉄製 ②刈敷 ③牛馬 ④藍 ⑤水車 ⑥絹 ⑦酒

【6-2 惣（惣村）の形成と一揆】

- ①入会 ②乙名 ③惣掟 ④寄合 ⑤宮座 ⑥逃散 ⑦地下請（百姓請）
⑧自検断（地下検断） ⑨徳政 ⑩正長 ⑪馬借 ⑫私徳政 ⑬赤松
⑭足利義教 ⑮分一 ⑯山城 ⑰月行事 ⑱加賀

【6-3 都市と商業】

- ①三斎 ②見世棚 ③代銭納 ④借上 ⑤為替 ⑥六斎 ⑦問屋 ⑧土倉
⑨撰銭 ⑩座役 ⑪販売 ⑫油 ⑬綿座 ⑭新儀 ⑮十三湊 ⑯町衆
⑰会合衆

7 古代・中世の外交

【7-1 古代】

- ①任那 ②仏教 ③觀勒 ④武 ⑤冊封 ⑥裴世清 ⑦618 ⑧律令
⑨吉備真備 ⑩弘仁

【7-2 中世】

- ①大輪田泊 ②無学祖元 ③寺社造営料 ④冊封 ⑤朝貢 ⑥勘合 ⑦寧波
⑧足利義持 ⑨堺 ⑩応永 ⑪通信 ⑫倭館 ⑬三浦

8 古代・中世の文化

【8-1 古代の文化】

- ①北魏 ②白鳳 ③聖武 ④鎮護国家 ⑤行基 ⑥南都 ⑦鑑真 ⑧乾漆
⑨勅撰 ⑩加持祈禱 ⑪一木 ⑫国風 ⑬末法 ⑭往生要集 ⑮寄木
⑯来迎 ⑰寢殿 ⑱本地 ⑲中尊 ⑳今様

【8-2 中世の文化】

- ①時 ②臨濟 ③運慶 ④頂相 ⑤新古今和歌集 ⑥足利義満 ⑦足利義政
⑧四季山水図巻（山水長巻） ⑨枯山水 ⑩世阿弥 ⑪宗祇 ⑫鎌倉 ⑬蓮如
⑭一向 ⑮法華 ⑯山口 ⑰桂庵玄樹 ⑱千利休

1章 古代1

問題

【1】

解説

【着眼点】

やや外交史に偏った出題の見られた2003年の第1問であり、8世紀すなわち律令体制の下での唐・新羅との関係についての設問である。問題文には「たて前と実際との差に注目しながら」とあり、これについては教科書にはほとんど記述は見られないが、設問には短文の史料が与えられているので、どちらが「たて前」でどちらが「実際」なのかを意識して読み取ればよい。但し、唐の外交体制についての一般的知識がないと史料の意図の読み取りには不都合があるかもしれない。

【知識の整理】

1. 華夷思想（中華思想）と冊封体制

中国の伝統的な世界観は華夷思想と呼ばれる。華夷思想とは、中国河南省一帯を天下の中心となる「華やかな地」と捉え、天命を受けた天子がこの地を徳をもって治めることによってその徳を四圍に及ぼしていくことを理想とするものであり、それは同時に周辺諸国を文化的に遅れた夷狄いてきと捉える思想である。

この思想は中国の外交姿勢に反映され、中国の行う外交や交易は夷狄が中国皇帝の徳を慕い、貢物を持って来朝するという朝貢形式によってのみ行われた。唐はこの思想をもとに対外秩序を構築し、周辺あんとう ぜんう あんほく ほくてい あんせい あんなんに安東・単于・安北・北庭・安西・安南の六都護府を置いて異民族を支配した。周辺諸国である蕃国とは、朝貢した国の首長に爵位を与えて、国際的な君臣関係を結んだ。この国際秩序を冊封体制と呼ぶ。

2. 7世紀の東アジア情勢

●唐の隆盛と日本（倭）

618年に隋の煬帝を倒した李淵（高祖）によって建国された唐は、太宗（626～649）のもとで律令体制（中央集権体制）を完成して、貞観の治と呼ばれる国内体制の整備を行った。一方で、周辺への支配の拡大をはかった唐は、630年には北アジアの東突厥とっけつを滅ぼし、640年代には、百済・高句麗の圧迫を受けた新羅の要請に応える形で朝鮮半島に進出を始めた。これに対して朝鮮半島では、百済が義慈王へ、高句麗が宰相泉蓋蘇文せんがい そぶんへの権力集中を行うなど国家体制を整備して対抗することがはかられた（日本の、いわゆる大化改新もこの一環にあると考えられる）が、太宗の跡を継いだ高宗（649～683）のもとで、唐は新羅と連合し、660年に百済を、668年には高句麗を滅ぼし、安東（平壤周辺）に都護府を置いた。

この間日本（倭）は百済の遺臣鬼室福信きしつふくしんの求めに応じて、滞日していた百済の王子扶余豊璋みよほうしょうに織冠の位を授け、倭人女性を妻として（すなわち日本の臣下という形で）帰国させると

ともに、半島への大規模な出兵を行った。この出兵は、663年、白村江での日本軍の大敗という形で決着し、以後日本は朝鮮半島への軍事介入は行わず、遣唐使の派遣も669年以後暫く中断して国内体制の整備に務めることになった。

●新羅の朝鮮半島統一と日本（倭）

一方、新羅との関係は、668年の新羅使の来日以来、新羅使の朝貢、請政（国政報告）という形で復活した。朝鮮半島制圧後の新羅は唐からの自立をはかっており、そのためには辞を低くしてでも日本との関係を親密にしておく必要があったからと考えられる。この新羅の思惑は、半島情勢に不介入という形で唐の国際秩序からの自立をはかる日本の思惑とも一致し、日本は、国家体制整備のための唐の先進制度・文化の移入の道を（新羅への優越という自国の自尊心を満足させた上で）新羅に求めることになった。

3. 律令国家の対外政策

唐の律令を模倣することで中央集権体制を築いた日本は、その外交政策についても唐の対外政策を模倣して東アジアの小帝国となることをめざした。

701（大宝元）年に完成した大宝律令では、日本型の華夷思想のもとに国際秩序が規定され、日本の支配の及ぶ領域（すなわち天皇の威徳の及ぶ領域）を化内、その周辺を化外とした上で、東北の蝦夷、南九州の隼人を蕃国にも値しない夷狄とし、新羅を蕃国とした。しかし唐についてはさすがに蕃国とは呼べず、隣国として位置付けている。

なお、728（神亀5）年には、大祚榮が建国した渤海が、対立する隣国新羅を牽制するために新たな蕃国として日本に朝貢し、以後、919（延喜9）年まで来日している。

●唐との関係

大宝律令が完成した翌年の702（大宝2）年、日本は669（天智8）年以来約30年ぶりの遣唐使として、粟田真人以下の使節を唐に派遣した。使節は長安で則天武后に謁見し、日本という国号と天皇という称号を告げて新国家の形成を宣言し、日本国王宛の国書を与えられて帰国した。これによって日本は、唐からは冊封体制外の朝貢国として位置付けられてはいるものの、国内的には唐との直接の従属関係を持たないという意味で、隣国という大宝律令における唐の位置付けを満足させることに成功した。

唐との国交を再開した日本は、8世紀にはほぼ20年おきに遣唐使を派遣して唐からの先進制度・文物の移入に務めた。なかでも717（養老元）年の遣唐使には留学生の玄昉、吉備真備が随行し、玄昉は五千余巻の経典をもたらして南都六宗などの写経事業を初めとする国家仏教の形成に貢献し、吉備真備は儒教の書物や武器を持ち帰って、以後長く朝廷の政治や軍事に活躍することとなった（玄昉については93年、真備については97年の東大第1問に出題されている）。

8世紀の唐と日本の関係は、日本のたて前と実際との差を露呈することもなく推移していたが、唐にとっての日本の位置付けは、せいぜい753（天平勝宝5）年に遣唐副使の大使古麻呂が唐の元日朝賀の席で新羅使と席次を争って勝ったことを誇る程度のものでしかなかった。そのため、779（宝亀10）年、大宝律令成立以来初めて唐からの答礼使が来日すると（7世紀に

は632年、665年に来日)、時の光仁天皇は御座を降りて、唐使孫興進から唐皇帝代宗の国書を受け取らざるを得なかった。

●新羅との関係

663年の白村江の戦い以降、新羅は唐の圧迫の中で親日政策を採っており、日本・新羅間には盛んに外交使節が往来して、新羅も表面上は日本に服従する姿勢をとり続けた。この間に新羅は唐の冊封を受け、唐・新羅の関係も安定した。

701(大宝元)年正月、文武天皇の朝賀の儀式には、新羅使金所毛らや蝦夷、隼人も参列し、律令国家はその外交的威容を整えた。新羅使の来日はその後720年代までに8回に及び、そのたびに日本に調を貢じたが、この頃から始まる渤海の朝貢とともに、実質は交易に近く、設問にもあるように、長屋王などの有力者の邸宅では盛んに饗宴が催され、交易が行われた。

730年代になる頃には新羅は国力を高め、735(天平7)年に唐から大同江以南を領地として確定するに至った。半島支配を確立した新羅は次第に日本への姿勢を改め、その前年の734(天平6)年来日した新羅使金相貞が国名を王城国としたことを告げ、さらに743(天平15)年の新羅使金序貞が持参品を調ではなく土毛(手みやげ)と称して対等な関係を表明すると、日本と新羅との関係は悪化し、朝廷内では新羅征討が議論されるようになった。

日本と新羅との関係は752(天平勝宝4)年に新羅が王子金泰廉を初めとする700人の大使節団を派遣してきたことによって一時改善されるが(この時にも盛んな交易が行われている)、翌年には前述の大伴古麻呂の事件が起こって再び悪化し、756(天平勝宝8)年の吉備真備による怡土城いとじょうの築城(新羅への防備として北九州に築城)、さらに759(天平宝字3)年の藤原仲麻呂による新羅征討計画に発展した。

760年代を迎えると新羅国内は内乱が頻発するようになって国力は低下し、同時に日本に対する姿勢も柔軟になり、779(宝亀10)年には新羅使が長年日本の要求していた「調」を持参し、日本の宿願は果たされることになった(但し、貢調はこの年のみ)。

【解答のポイント】

①前提

日本は東アジアの小帝国となることをめざした

②唐との関係

たて前：隣国として対等な関係とする

実際：唐への朝貢国の1つ

③新羅との関係

たて前：蕃国とし、日本への朝貢国とする

実際：盛んな交流は行われるものの、新羅は従属を嫌い両国間は緊張関係

解答例

8世紀に律令体制を築き、唐の冊封体制から独立して東アジアの小帝国となることをめざした日本は、唐を隣国と称し、国内や周辺諸国に対して唐との対等な関係を示そうとしたが、唐にとっての日本は一朝貢国に過ぎなかった。一方、新羅は蕃国として位置付け、日本は従属国としての朝貢を要求したが、盛んな交易や文化交流は行われたものの、自立を主張する新羅と日本との関係は緊張した。

(179字)

【2】

解説

【着眼点】

漢字の受容とその展開に関する問題である。歴史的背景や政治的動向に注意しながら、年表に書かれてある事項をどのように理解するかが重要となる。

【知識の整理】

●漢字の伝来

漢字の文化が日本にもたらされたのは弥生時代のことであり、主として朝鮮半島を経て伝えられた。しかしこの時代の日本において、文字はおそらく新奇なデザインとしてしか受け入れられなかったであろう。『後漢書』東夷伝倭人条には、建武中元2(57)年「倭の奴国、奉貢朝賀す。使人自ら大夫と称す。倭国の極南界なり。光武賜うに印綬を以てす。」と記されているが、これが1784(天明4)年に博多湾口の志賀島で見つかった「漢委奴国王」と銘のある金印である。

『魏志』倭人伝には、景初3(239。原文は2年と記すが、3年の誤りとされる)年6月、卑弥呼が使いを朝鮮半島の帯方郡に遣わして魏王に朝獻を願ひ、帯方太守劉夏は、これを魏都の洛陽に送ったとある。そして同年12月に魏の明帝は、女王を「親魏倭王」とし、金印紫綬を与え、各種の下賜品(原文は「汝の好物」)を贈ったと記す。この記事は当時の日本が、流動する東アジア世界の中で、積極的な外交を行ったことを物語るが、この一節で注目されるのは、「好物」の中に絹織物・真珠・鉛丹・五尺刀などとともに銅鏡100枚が含まれていることである。鳥根県神原神社古墳から出土した三角縁神獸鏡には、景初3年の銘があり、卑弥呼がもらった鏡ではないかと注目されている。これをもとに日本で作られた鏡では、文字の部分が崩れてしまっており、まだ文字として認識されていなかったことがうかがわれる。

大陸では、420年に宋が南朝を継ぎ、439年に北魏が北部を統一する。わが国に大王名や干支年号を刻んだ遺品が現れるのは、中国の史書に倭が再び登場する5世紀代になってからである。南朝の『宋書』倭国伝に、「讚」「珍」「濟」「興」「武」と記す、いわゆる倭の五王の時代である。和歌山隅田八幡宮人物画像鏡には「癸未…大王年男弟王…意柴沙加宮…斯麻…開中費…今州利…」とある。この鏡は、銘文にわが国の大王名・人名・地名を鑄出した唯一の事例として注目される。五王の「濟」に当たる允恭天皇の皇后忍坂大中姫のオシサカと意柴沙加宮とを対応させ、癸未年は允恭天皇の443年と考えられている(癸未年を503年とする説もある)。『日本書紀』応神紀に百済の阿直岐、王仁などの来朝を伝え、『古事記』には和迩吉師(王仁)が論語10巻を献じたとあり、文首の祖とされている。本鏡の表記には、漢字に習熟した文氏などの百済系渡来人が深く関わっていたことをうかがわせる。

熊本江田船山古墳出土鉄刀には、「治天下獲□□□鹵大王」以下75字あり、末尾に「書者張安也」と記す。書者の張安は中国系の渡来人と見なされ、銘文の作成に当たってやはり彼らの活躍があったことが知られる。この銘は、埼玉稲荷山古墳出土鉄剣に「辛亥年七月中記乎獲居臣…獲加多支鹵大王…」と記される、ワカタケルの諱(生前の名前)を持つ雄略天皇、倭の五王のうちの武のことを述べていると考えられており、西は九州の肥後、東は関東、北武蔵までヤマト政権の勢力が及んでいたことがうかがわれる。このように、日本は遅くとも5世紀前半

頃に文字の使用の時代に入ったと考えられる。その際、基本となったのは、朝鮮半島を経由した中国の文字文化であった。

早くから文字に接していた日本人が、なぜ5世紀頃になって文字を使いこなすようになってきたのであろうか。日本が直接中国と通交するようになり、日本の目的は中国に朝鮮半島での支配権を認めさせようとするところにあったので、文筆能力のある人々を独自に確保し、外交を進めていく上で漢字を操る必要が生じたものと考えられる。

●律令国家と漢字

文字の普及の次の画期は、7世紀後半である。日本の古代国家は、この時期、中国的な律令制度を取り入れながら、中央集権的な国家機構を整えていった。その制度上の集大成が701(大宝元)年の大宝律令である。中国で早くから行われていた文書による行政は、この時期になって初めて広範に実現されたといえる。このような制度を維持していくには、文字を知り算術のできる役人が多数必要である。大宝律令による行政機構を運営するには、中央だけでも1万人の役人を要したと計算されている。律令制の整備自体、ある程度の文字の普及なくしては考えられないが、逆に律令の整備が、文筆技術を幅広く浸透させる契機ともなった。文字を知ること、支配機構の末端につながる基礎条件であったのである。この点、律令制度の強固だった奈良時代から平安時代前期にかけては、日本の歴史上、稀にみる識字人口の多い時代だったといえよう。

漢字の使用が広まっていく中で、日本独自の文字文化が発達したことも見逃せない。漢字を使って日本語を表記するようになった。これには2つの場合があり、文字の配列を日本風にし、「賜」(たまう)、「坐」(ます)なども漢字で挿入する、いわゆる変則漢文の形をとる方法が1つである。もう1つはさらに徹底して漢字の音・訓を利用して万葉仮名で文をつづる場合である。『万葉集』巻1・2は、奈良時代の初頭に編纂され、7世紀の表記を伝えている巻であると考えられるが、そこに収められた長歌や短歌は、様々な漢字の音と訓が組み合わさった、多彩な表記となっている。また、正倉院文書の中には万葉仮名で書かれた書状があり、木簡にも万葉仮名の文書が見られる。このような万葉仮名の普及を背景に、やがて平安時代になって平がな・片かなが発明されていくのである。

●文化の発達

9・10世紀は、中国の文化が消化・吸収され、在来の文化との交渉・融合が深まった時期である。10世紀は、藤原氏による摂関政治の発展期であるが、それは国風文化の発展期でもあった。

9世紀には、仁明朝から清和天皇の貞観年間にかけて漢文学の世界に変化が起こり、帝王と臣下のあるべき姿を表徴するというそれまでの詩歌の理念は影を薄め、個人的な詠嘆や試作に関わる詩が増えていく。そして、勅撰漢詩文集に代わって私家の詩文集が編まれていく。表現形式においても、日本的な表現が現れる。

9世紀末になると、和歌は宮廷においてその地位を獲得するようになり、醍醐天皇の時に、最初の勅撰和歌集である『古今和歌集』が成立する。醍醐天皇を中心とする宮廷の強い意志によって、和歌に漢詩文と並ぶ文化的価値が付与されていった。

かながこの時期に完成したことは、日本語の表現において大きな転換をもたらした。日本語の伝統的な音韻体系が成立し、中国の漢字を用いて日本語を表現するという万葉仮名がさらに整理され、片かな・平がなとして広く用いられるようになった。平がなは特に女性に用いられ、女流文学発展の基礎となり、以降多彩な作品を生むことになった。国風文化の代表とされる『古今和歌集』はこのかな文字によって記されたものである。『古今和歌集』の歌は、主題や表現方法・対象の認識方法など中国の漢詩に学んだものであるが、それをこなし自らのものとし、花といえこれまでは梅であったものが桜に変わってくるなど、自然観にも大きな変化が生じていることがわかる。

【解答のポイント】

大陸から漢字の移入⇒渡来人の使用⇒ヤマト政権で国内支配のため使用
律令国家成立⇒文書行政
唐風化政策により貴族は漢文の素養が重視される⇒勅撰漢詩文集
万葉仮名による日本語表記⇒国風文化

解答例

漢字は大陸との交渉を背景に伝来し、渡来人により使用され、ヤマト政権では外交や国内支配のために使用された。律令国家が成立すると法典・史書の編纂が行われ、国家統治のための文書行政が浸透した。9世紀には唐風化政策が進み、貴族は漢文の素養が重視され、勅撰漢詩文集も編纂された。一方、日本語を表記するための万葉仮名が生まれ、国風文化になるとかな文字の女性文学も生まれた。

(180字)

添削課題

解説

【着眼点】

2011年、2012年と連続して第1問の古代は軍事に関する出題だった。2011年は白村江の戦い前後の軍事編成に関するもので、2012年はその後の古代国家の軍事編成を問うものだった。

軍事に関してはあまり正面きって触れられるところではないので知識は多くないだろう。律令制度の兵役、桓武天皇の健児、武士の成長といった教科書の知識を外さず、4つのリード文と整合的に組み立てるよう心掛けたい。具体的には、(1)の「軍団制・兵士制のシステム」は律令制度の兵役で習っているので内容を補う、(3)は桓武天皇の時の健児についてだから、リード文にない「健児」という用語を明記する、(4)は「自らの兵力」がキーワードで、(1)の公的なシステムで集める軍隊から(4)の私兵を国家として動員するという流れにまとめることになる。リード文の中で扱いが難しいのが(2)で、これを論理の流れの中でどう位置付けるかが1つのポイントになるだろう。

【知識の整理】

●律令制度における軍事

軍防令3に「凡そ兵士^{えら}簡^きび点^{ついで}さむ次は、皆比近^{だんかつ}をして団割せしめよ。隔越すること得じ。其れ点して軍に入るべくは、同戸の内に、三丁毎に一丁を取れ。」とあるように、律令国家の兵士は、成人男性から徴発され、原則として戸籍のある地の軍団に属した。

律令国家の戸は行政戸で、ほぼ1戸から1人の兵士を出す仕組みになっていた。50戸で1里であり、当時の全国の里数は4000余りであることから、徴兵数は20万強ということになる。この数は、はるかに人口の多い明治期の徴兵令による軍隊の規模を上回るものだったと考えられている。

実際はすべての兵が臨戦態勢にあるわけではない。軍防令1に「凡そ軍団^{だいぎ}の大毅は、一千人領せよ。」とあるように、軍団には1000人の兵が所属することになっていたが、その10分の1の100人が10日間常駐して訓練を受けることになっていた。つまりこのサイクルが1年に3回まわってくることになるので、兵士となった者は、1年に30日軍団に勤務するということになる。裏返せば30日以外は、平時であれば耕作にも従事できるということにもなる。しかし、いざとなれば即座に10倍の兵力が動員できる体制を取っていたことも確かである。

かくして、律令国家の軍事編成の特徴は、①当時の人口からすると過重な兵力を、②各地に比較的均等に配置していたことである。ことに②は、この軍隊が倭内部の敵から中枢を守るためではなく、外部からの侵攻に備える性格が強かったことを示唆する。また、①の過重な兵力は、その外部からの侵攻の想定される規模が大きかったこと、およびそれに対する恐怖感を表している。唐が引き起こした東アジアの激動は、朝鮮半島の百済・高句麗両国を滅亡させ、百済を援助した倭も白村江の戦いの敗戦に打撃を受けた。日本の律令体制はそうした東アジアの激動の中で成立したもので、その軍事編成には戦時動員にも近い性格が色濃いのである。

●国域の拡大

8世紀になり大陸情勢が安定すると軍事の中心課題は日本列島内部での国域の拡大へと移った。7世紀後半にも阿倍比羅夫が日本海岸を北上して蝦夷・肅慎^{みしはせ}を討ち、前後して現在の新潟県と想定されている場所に淳足柵と磐舟柵が設けられるといった北方世界への進出も見られたが、これは大陸情勢に対応して大陸に面する日本海岸を防御するという側面も強かったと思われる。

8世紀前半の軍事行動は日本列島全域に領域的に拡大していくものであった。南九州の隼人を服属させ、種子島・屋久島といったその南方にある島々を服属させると、残るは蝦夷の領域への侵攻である。征夷が開始されたのは709（和銅2）年のことといわれる。この時の徴兵は、遠江・駿河・甲斐・常陸・信濃・上野・陸奥・越前・越中・越後の10カ国で行われている。律令制度に定められた軍団制に基づいてこの軍事動員は行われ、成果を上げることができた。この戦いの成果として712（和銅5）年に出羽国が設置される。

このような蝦夷との緊張関係は720（養老4）年に蝦夷の大反乱となって現れた。この反乱の鎮圧過程で朝廷は軍制の改革を迫られる。多賀城を設置するとともに鎮守府を置き、常備軍である鎮兵を常駐させるというものだった。この鎮兵に充てられたのが東国ことに坂東の兵である。坂東とは相模国の足柄峠、上野国の碓氷峠より東をさし、ほぼ現在の関東地方をさしている。坂東の兵は、7世紀後半の大陸での軍事行動に動員され疲弊した西国の兵に代わって防人として大陸に備えるとともに、対蝦夷戦争の兵や物資の供給地ともなり、律令国家の重要な軍事拠点に位置付けられた。

●健児の制

8世紀の中葉は鎮守府の鎮兵に対応できた蝦夷の状況も、780（宝亀11）年の伊治咩麻呂の乱を契機に始まった蝦夷の大規模な反乱で大きく変わることになった。それまでとは桁違いの軍隊が動員されたが、それでも蝦夷の頑強な抵抗を受けて大きな損害を被るということもあった。

問題のリード文にもあるように『続日本紀』の783（延暦2）年6月6日には「坂東の諸国、軍役有るに属きて、毎に多くは尪弱^{おうじやく}にして全く戦ふに堪へず。即ち、雑色の輩^{ぞうしきやから}、浮宍^{ふとう}の類有りて、或は弓馬に便あり、或は戦陣に堪ふ。徴し発つること有る毎に嘗て差点せずと聞く。（中略）坂東の八国に仰せて、有らゆる散位の子、郡司の子弟と、浮宍らの類との身軍士に堪ふる者、国の大小に随ひて、一千已下、五百已上^{えら}を簡び取るべし。」とある。坂東から集めた兵士が弱いので、これからは地方有力者の子弟から成る軍を用意しなさいと記されている。その中で「弓馬に便」とあることにも着目したい。騎兵が期待されているということである。軍防令2には「凡そ兵士は、各隊伍為れ。弓馬に便ならむ者をば、騎兵隊と為よ。余をば歩兵隊と為よ。」とあるから、律令制度下にも騎兵隊があったことは明らかであり、その騎兵隊を構成したのは、おそらくは地方豪族の子弟であっただろう。

軍団の兵士は渡海して戦うことを前提にしているので主に歩兵である。蝦夷との戦いは渡海を前提にしないし、何よりも蝦夷が優秀な騎兵であった。これと戦うためには朝廷の軍も騎兵化する必要があった。これを「辺要の地」すなわち大陸に備える西海道諸国と、辺境の陸奥・出羽・佐渡を除いて一般化したのが792（延暦11）年の健児の採用である。

●平将門の乱

939（天慶2）年11月に、平将門は常陸守藤原維^{これちか}幾と対立した藤原玄明^{はるあき}に味方して常陸の国府を陥落させた。次いで下野、上野の国府も攻め、上野の国府で新皇と称した。朝廷は、翌年1月に追捕使を任命、次いで東国の8カ国の掾を押領使に任じた。常陸の平貞盛、下野の藤原秀郷もこれに含まれていたと考えられる。加えて藤原忠^{ただふみ}文を征東大將軍に任じた。2月14日、事件はあっけなく終末を迎えた。1月下旬に将門が農作業のために一旦兵を解散したすきをねらって、藤原秀郷や平貞盛の軍が襲いかかった。将門は戦いの最中に矢に当たり、あっけなく落命した。討つ側、討たれる側と分かれた将門と秀郷・貞盛だが、実は両者の立場はそれほどかけ離れたものではない。藤原秀郷自身、916（延喜16）年には流罪に処されているし、929（延長7）年にも追討を受けている。朝廷は賊を持って賊を討ったともいえる。

平将門も藤原秀郷も土着した受領層の一族である。彼らの軍事力の源は、彼らの下で離合集散を繰り返した地方富豪層が持つ騎馬兵力であった。坂東に9世紀末に出現した「僦馬の党」と同質のものといえよう。長きにわたって蝦夷との戦いの兵士や兵站の供給基地として位置付けられた坂東の地は、その過程で、騎兵隊による戦いの軍事技術を蓄積してきた。馬を育てる牧や騎兵戦に適した武器や武具の製造技術も発達したと考えられる。

【解答のポイント】

(1)より

正丁3～4人に1人の割合で徴兵された軍隊

軍団に所属し各地に均等に配置される。常備兵力は大陸情勢から極めて大きい

(2)より

8世紀には大陸との緊張は緩和されたが、蝦夷との対立が激化

坂東の兵が動員された（＝坂東が軍事拠点に）

(3)より

地方富豪層の子弟から成る健児へと変化

(4)より

地方富豪層が武装して割拠

地方富豪層の軍事力を動員して軍を構成

解答例

律令国家は良民成人男性の3～4人に1人を徴兵し各地の軍団に所属させた。大陸からの侵攻に備え多くの兵が分散して配置された。大陸情勢が安定し軍事の中心が蝦夷の征討に移行すると坂東地方が動員の拠点となり、歩兵から騎兵への転換もあり地方富豪層の子弟から成る健児に兵力の中心が移る。10世紀には坂東各地に地方富豪層が割拠するようになり、反乱の鎮圧にその軍事力が動員された。

(180字)